

北栄町ごみステーション（ごみ置場）設置基準

制定 令和 4 年11月1日

この設置基準は、北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第8条及び第9条に基づき、町民がごみを家庭から排出する際の利便性を確保するとともに、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、ごみステーションの設置に関し、必要事項を定めることにより、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

1.ごみステーション設置について

- (1)既存のごみステーションが利用できないか検討すること
- (2)ごみステーションの管理者が居住する範囲内に、新たにごみステーションを設置する場合はおおむね20世帯～30世帯につき 1 ヶ所とする。ただし前述の世帯数以下(おおむね5世帯以上)で、特に設置が必要と認めた場合はこの限りではない
- (3)共同住宅等の建設にともないごみステーションの管理者の居住する範囲内で、ごみステーションの利用者が増える場合は、自治会及び近隣住民と調整の上、既存のごみステーションを利用すること
- (4)既にごみステーションがある場所に再設置する場合は、利用状況等を勘案し判断するため、町に相談すること
- (5)新たにごみステーションの設置を町へ申請する場合、以降に定める基準沿って設置を計画すること

2.ごみステーションの設置場所等について

- (1)場所については、自治会及び近隣住民と調整の上、利用者の話し合いによってごみステーションの管理者及び利用者の居住している範囲内で決定すること
- (2)ごみ収集車で円滑に収集作業ができること
 - ア ガードレールや著しい段差等がなく、収集作業が容易に行える場所であること
 - イ 原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所にごみステーションを設ける場合は町と協議すること
 - ウ ごみ収集車の方向転換ができない袋路状道路でないこと
 - エ 道路交通法に従い交差点から 5 メートル以上離れ、収集車両がごみ収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること
 - オ ごみステーション敷地内及び、その前付近には障害物(電信柱、掲示板類)がないこと
 - カ ごみステーションはごみの飛散防止のため、小屋や保管用容器等を設置するこ

- と。やむを得ず小屋等の設置が困難な場合は、町と協議すること
- キ 収集作業が容易に行うことができる構造にすること
- ク 町が配布する収集用コンテナ、ネット等を保管できる場所を確保すること

- (3) 見通しの悪い場所を避けた位置であること
 - (4) できる限り排水管を設置するなど、雨水や汚水が溜まらない構造にすること
 - (5) 本町が収集に支障がないと判断した場所であること
 - (6) 共同住宅等の場合は、収集作業の安全が確保でき、自治会及び近隣住民への影響を配慮し共同住宅等の敷地内にごみステーションを設置すること。ただし、ごみステーション設置予定地が近隣のごみステーションとの距離が極端に近い場合は極力、近隣のごみステーションを利用すること
- ※共同住宅等とは、共同住宅・長屋又はワンルーム形式の集合住宅のこと

3.ごみステーションの設置・管理について

(1)管理者の選定

利用者の代表として管理者を選定、変更する場合は町に報告する。

(2)場所の選定

ごみステーションの新設、変更、分散にあたってはごみステーションの利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし共同住宅等の場合は除く。

(3)自治会・近隣住民との調整

ごみの排出については、自治会・近隣住民とのトラブルが無いよう十分に協議すること。なお、必要に応じて協議、調整した内容の報告を書面にて町へ提出すること

(4)事前協議

ごみステーションの新設、変更、分散、廃止等にあたっては、町と事前に協議を行うこと

(5)収集依頼

ごみステーションの新設、移動、分散、廃止等については、収集開始又は廃止を希望する日の 1 ヶ月前までに「ごみステーション(新設・変更)申請書」(別紙)を町へ申請し、許可を得ること。なお、申請者はごみステーションの管理者又は管理者の委任を受けた者のみとする。委任を受けた者は委任状を提出すること

(6)私有地通行

ごみステーションまでの進入路が私道である場合は、地権者の同意を必ず得ること

(7)管理体制

ア ごみステーションの利用者が必要に応じて、猫やカラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、小屋、保管用容器の設置、ネット等の対策を講じること

イ 小屋、保管容器等を設置する場合は、利用者から排出される廃棄物の排出量を勘案し、廃棄物を十分に収納できる容量とすること

ウ 公衆衛生、周辺環境に支障のない出し方を予め決めること

エ ごみステーションの清潔を保つよう日頃の清掃及び小屋、ネット等の構造物の維持管理については、ごみステーションの管理者を中心に利用者で協力して行うこと

オ 実施方法を事前協議時に説明すること

(8)ごみステーションの利用

ごみステーションを利用する者は、自治会やグループごとの利用方法等のルールを必ず守りトラブルを起こさないこと

(9)共同住宅等の場合

ア 自治会・近隣住民への説明

共同住宅等の管理者は建設にあたって、関係自治会及び近隣住民と調整し、ごみステーションの利用又は設置及び設置位置等について理解を得ること

イ 10 戸未満の共同住宅等の建設の場合

10 戸未満の共同住宅等の建設の場合には、関係自治会及び地域住民又は既設共同住宅管理者と協議、調整を行い、近隣にある既設のごみステーションを原則使用すること。ただし、既存のごみステーションの利用が困難な場合等やむを得ない場合は、5戸以上で設置可能とする。

ウ 既存のごみステーションの利用について

関係自治会の既設のごみステーションの利用にあたっては、当該自治会のルールを守り、自治会及び近隣住民とのトラブルを起こさないこと。なお、ごみステーションの利用にあたってトラブルが生じた場合は当事者間で解決すること

4. その他

災害時のごみの持ち出しについて

ア 大雪による積雪等の災害時は、通常通りの収集作業が行えないことや持ち出されたごみが除雪等の災害対応時に散乱等するため、ごみの持ち出しを極力控えること。なお、ごみを持ち出す際はごみ収集作業が円滑に行え、散乱等しないようごみの持ち出し方に配慮すること

イ 災害等により当日回収ができない場合は、収集が可能となる日まで、ごみの管理等ができるよう対応すること

(別紙)

年 月 日

北栄町長 様

ごみステーション（ごみ置場）設置（新設・変更）申請書

住 所 北栄町

区名（自治会）

代表者（管理者）職氏名 ⑩

電 話 （ ） —

下記のとおりごみステーション（ごみ置場）を設置（新設・変更）したいので、申請いたします。

記

1. 新設又は変更の申請理由

2. 回収を希望するごみの種類 可燃ごみ 不燃ごみ 可燃性粗大ごみ
を○で囲んでください。

不燃性粗大ごみ ビン 缶類 有害ごみ

※希望に添えない場合があります。

再生資源（紙・布類・牛乳パック・食品トレー・ペットボトル）

廃食用油

3. 回収希望時期 年 月 日から

4. 提出書類 ごみステーション（ごみ置場）設置計画書

※（設置位置の変更時は、場所の変更前後を地図に表示すること。）

※ 留意事項

収集場所の新設・変更等のご希望に添えるよう努力しますが、検討し新設・変更の可否等について後日連絡いたします。

(別紙)

ごみステーション（ごみ置場）設置計画書

設置者			
管理者			
利用者	※自治会以外は名簿の作成必要		
設置場所	北栄町	番地	
利用計画			
利用者数	世帯	(概ね20～30世帯)	
・ 20～30世帯が確保できない理由			
・ 5世帯以上となっているか？ はい・いいえ			
・ 自治会や周辺に設置されているごみ置場が利用できない理由			
・ 設置に対して自治会及び近隣住民との調整は行ったか？ はい・いいえ			
設置基準（共通）			
・ 設置場所は、管理者及び利用者の居住している範囲か？（自治会範囲等） はい・いいえ			
・ 設置場所の土地所有者、利用する私道等の管理者の同意をもらっているか？ はい・いいえ			
・ ごみ収集が円滑にできるか？			
㊦ガードレール、段差等がないか？ はい・いいえ			
㊦設置場所の勾配はきつくないか？ はい・いいえ			
㊦収集車の方向転換できない袋小路の場所ではないか？ はい・いいえ			
㊦交差点から5m以上離れているか？ はい・いいえ			
㊦交通上支障がない場所か？ はい・いいえ			
㊦障害物（電信柱、掲示板類等）はないか？ はい・いいえ			
㊦飛散防止のため等の小屋、保管容器の設置を行うか？ はい・いいえ			
設置出来ない理由			

②見通しの良い場所か？ はい・いいえ	
⑦排水管等を設置し、汚水等が溜まらない構造になっているか？ はい・いいえ	
	設置しない場合、排水処理をどうするか？
⑨降雪、大雨の浸水等の影響を受けにくい構造、設置箇所となっているか？ はい・いいえ	
⑩利用者のごみの排出量を勘案し、ごみ置場の大きさを決めているか？ はい・いいえ	
⑪ごみ置場の利用方法、管理方法等のルールは定まっているか？ はい・いいえ ※決定している利用方法、管理方法等を提出すること	
共同住宅等	
・設置場所は共同住宅の敷地内か？ はい・いいえ	
・関係自治会、近隣住民に建設計画を説明し、理解を得ているか？ はい・いいえ ※必要に応じて、協議、調整した内容の報告書を提出すること	

年 月 日

北栄町長 様

ごみ置場の管理を適正に行います。

また、近隣住民等とのトラブルがあった場合は、当事者間で解決します。

管理者

㊞

(その他提出書類)

・位置図、構造図、カタログ、土地使用承諾、その他必要書類

[illegible]

年 月 日

(申請者) 様

土地 使用 承諾 書

土地所有者

住所

氏名 印

下記のとおり私所有の土地を使用することを承諾します。

記

1. 土地所在地、面積
北栄町大字

m²

2. 土地使用者
住所：
氏名： 印

3. 使用目的

4. その他